

二重計量事例を踏まえた対応について

1. 新增設調査時における対策

- 二重計量の可能性のあるお客さまの新增設調査時は、当社社員が調査を実施し、新たに作成した「深夜電力契約等配線チェック票」を使用して、計器まわりの配線状態を確認・記載のうえ写真を撮影する。調査後、配線状態を記載したチェック票と写真を管理職へ報告し、管理職（複数者）は書類をもとに最終点検を実施する。
〔平成24年4月より実施中〕
- 二重計量に関するチェック項目を追加した「一般用電気工作物調査成績書兼記録書」を使用し、新增設調査における施工者および当社社員によるチェック機能の強化を図る。
〔平成21年1月導入〕

2. 工事施工者等への対策

- 二重計量になる可能性のある配線事例を内線規程（JEAC8001-2011）付録「東北電力株式会社供給区域内」の記載から削除した。具体的には、深夜電力機器回路の配線における、計器箱内で分岐する場合の記述と例図を削除し、引込線取付点からの分岐を原則とする記載に変更した。
〔平成24年2月20日第12版発行分より改定〕
- 計器工事施工時における適性計量に係る配線確認は、二重計量に関するチェック項目を追加した「工事完了点検報告書」により、施工者の自主点検および工事完了後の竣工検査時の配線チェック機能を強化するとともに、本内容の工事会社への周知徹底を図った。
〔平成19年9月導入〕

3. 誤配線等に係わる注意喚起等における対策

- 電気工事会社は無届工事防止と適正配線に関する注意喚起のチラシを活用した啓蒙活動を実施する。
〔平成19年5月より実施〕
- 計器周辺の配線工事を行った場合には、必ずお申し出いただくようお客さまへ検針票（裏面）やホームページ等で広くお知らせする。
〔検針票（裏面）：平成21年9月から年1回掲載して配布〕
〔ホームページ：平成21年4月から掲載〕

以 上